改正後	改正前
5　ＲＩ　放射性同位元素等の規制に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第５項に規定する放射線発生装置から発生した同条第１項に規定する放射線によって汚染された物 6・7　（略）	5　ＲＩ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第２条第２項に規定する放射性同位元素及びそれによって汚染された物又は同条第４項に規定する放射線発生装置から発生した同条第１項に規定する放射線によって汚染された物 6・7　（略）

（航空法施行規則の一部改正）

第五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（輸送禁止の物件） **第百九十四条**　（略） 2～4　（略） 5　放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。	（輸送禁止の物件） **第百九十四条**　（略） 2～4　（略） 5　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認を受けた場合は、告示で定めるところにより第二項第二号ハの確認を受けたものとみなす。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第六条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（物品の持込制限） **第五十二条**　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一～五　（略） 六　放射性物質等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。） 七～十五　（略）	（物品の持込制限） **第五十二条**　一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、別表で定める条件に適合する場合は、この限りでない。 一～五　（略） 六　放射性物質等（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。） 七～十五　（略）

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第七条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第八十七条　（略） 2～6　（略） 7　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認若しくは放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認又は航空法施行規則	**第八十七条**　（略） 2～6　（略） 7　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十九条第二項の規定による原子力規制委員会の確認若しくは放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十八条第二項の運搬物確認又